

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年8月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100124号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100040号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月31日の標準賞与額を13万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された平成19年分給与所得の源泉徴収票及び平成18年12月分から平成19年11月分までの給与明細書、課税庁から提出された平成20年度の課税台帳の記録、同僚から提出された平成19年7月分及び平成19年12月分賞与明細書並びに請求者に係る平成19年7月の標準賞与額のオンライン記録(以下、併せて「源泉徴収票等」という。)から判断すると、請求者は、A社から標準賞与額15万円に相当する賞与の支払を受け、標準賞与額13万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、源泉徴収票等から推認できる厚生年金保険料控除額から、13万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、これを確認できる資料がないことから、支払年月の末日である平成19年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主からは回答が得られず、同社の役員である事業主の妻は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100125号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100041号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月11日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成27年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和56年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月11日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成27年12月分賞与支給控除一覧表、平成27年分賃金台帳及び平成27年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿並びに課税庁から提出された平成28年度給与支払報告書により、請求者は、請求期間において同社から50万円の標準賞与額に相当する賞与(50万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万4,570円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月11日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答している一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の提出を失念していたとして、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年4月16日に賞与支払届を提出していることから、年金事務所は、請求者の平成27年12月11日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行ってお

らず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行して
いないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100126 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100011 号

第 1 結論

昭和 46 年 4 月から昭和 48 年 9 月までの請求期間及び昭和 48 年 11 月から昭和 60 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 24 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 46 年 4 月から昭和 48 年 9 月まで

：② 昭和 48 年 11 月から昭和 60 年 6 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に A 市内で転居したので、B 区役所で手続を行ったが、C 村にある実家の母親から国民年金の手続に必要な書類を送るように指示もされていたので、同区役所で書類を入手して母親に郵送した。その後、母親は、昭和 55 年 7 月に C 村役場で私の国民年金の加入手続を行った上で、特例納付制度を利用して 3 回に分けて同役場の窓口で保険料を納付し、その後の保険料も郵便局で順に納付したはずである。また、請求期間②のうち、保険料の一部については、自身で 5 万円から 6 万円を郵便局で支払った覚えもあり、請求期間①及び②について、納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 3 月に払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われ、その際に、昭和 46 年 4 月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

しかしながら、請求者は、昭和 55 年 7 月に母親が国民年金の加入手続を行い、保険料についても、請求期間①及び②の大部分を特例納付保険料及び現年度保険料として納付した旨陳述しているところ、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、請求期間①及び②に係る加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、

請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施したものの、請求者に対しては、昭和 62 年 3 月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。このため、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられることから、請求者は、請求期間①及び②当時において国民年金に未加入であり、母親が請求期間①及び②の大部分を特例納付保険料及び現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の加入手続時期を基準とすると、請求期間①である昭和 46 年 4 月から昭和 48 年 9 月まで及び請求期間②のうち、昭和 48 年 11 月から昭和 59 年 12 月までの保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者及びその母親は、遡って保険料を納付することもできなかったものとみられる。

加えて、請求者は、母親が昭和 55 年 7 月に C 村役場で私の国民年金の加入手続を行った上で、特例納付制度を利用して 3 回に分けて同役場の窓口で保険料を納付したと陳述しているものの、i) 期間限定で実施されていた第 3 回特例納付制度は、請求者の主張する加入手続時期及び特例納付保険料の納付時期において実施期間（実施期間は、昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）が終了していたこと、ii) 上述のとおり、請求者の国民年金加入手続は、昭和 62 年 3 月頃に初めて行われたものと推認され、請求者は、請求期間①及び②当時において国民年金に未加入であったこと、iii) 特例納付保険料を納付したとする母親は既に亡くなっており、納付状況の詳細は不明であることなどから、母親が特例納付保険料を納付していたと推認する事情は見いだせない。

その上、請求期間②のうち、昭和 60 年 1 月から同年 6 月までの保険料については、上述の加入手続時期（昭和 62 年 3 月）を基準とすると、請求者及びその母親は、過年度保険料として納付することが可能であったものの、C 村の国民年金被保険者名簿によると、請求期間②直後の昭和 60 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの保険料が 2 年の時効間際の昭和 62 年 10 月 29 日にまとめて納付されている状況を踏まえると、昭和 60 年 1 月から同年 6 月までの保険料は、時効により納付することはできず、昭和 62 年 10 月 29 日の納付日時時点で時効が成立していなかった請求期間②直後の保険料から納付したものと推察される。

あわせて、請求者は、請求期間②のうち、保険料の一部については、自身で 5 万円から 6 万円を郵便局で支払った覚えもあると陳述しているところ、具体的な納付時期及び納付対象期間については、記憶がないとしていることから、詳細は不明である。

このほか、請求者及びその母親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、請求者は、「重大な誤りがあることが判明しました」との理由を付して、

令和3年8月15日付け「年金記録訂正請求書兼年金記録に係る確認調査申立書【国民年金】の一部訂正申立書」を提出し、主張内容の変更を申し出ている。

申立書によれば、母親が昭和55年7月に国民年金の加入手続及び特例納付の申込みをしたとの記載は誤記であり、国民年金の加入手続及び特例納付の申込みは、昭和55年4月に母親が行い、昭和55年7月は、母親が3回に分けて分納した特例納付保険料の納付時期の1回であったと主張内容を変更している。

しかしながら、この主張内容の変更は、当局が、請求者に対し第3回特例納付制度の実施期間（実施期間は昭和53年7月から昭和55年6月まで）について説明した後に提出されたものであり、請求者から変更後の主張内容を証明する新たな資料の提出もない。

また、特例納付制度は、実施期間中に申込み及び特例納付保険料の納付を行わなければならない、実施期間後の昭和55年7月に特例納付保険料は納付できない。

これらを踏まえると、当該主張内容の変更をもって、請求者の母親が特例納付保険料を納付したと推認することはできない。